

必要書類判別マニュアル（独立生計学生本人用）

学生番号

氏 名

※特別な指定がない場合は、**令和5年10月1日現在**の状況で答えてください。該当選択肢に☑を付けてください。

※**独立生計者に関する設問1～3およびQ1～Q15すべての項目に回答し、該当する必要書類をすべて提出してください。**記載内容および提出書類に不備不足がある場合、審査に進めず不採用となります。

※**回答内容が事実と異なることが判明した場合、不採用となりますので、提出前に必ず読み直してください。**

※同一人物に関する同一書類を複数の設問から要求された場合には複数部用意する必要はありません。1部で結構です。

◇まず、独立生計者としての申請をするための条件を全て満たしているかの確認です。1つでも当てはまらないものがある場合は、独立生計者としての申請は出来ません。その場合は、一般学生で申請をしてください。

＜独立生計者とみなされるための条件＞

1. 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者
2. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
3. 本人（又は配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

1. あなたは、あなたの父母（又は配偶者の父母）、祖父母、兄弟姉妹等と別居していますか？

☐ はい、別居しています。

必要書類→ 本人の住民票（世帯全員）のコピー（マイナンバーが記載されていないもの）

※本人が住民票を移していない等で父母と同一住所の場合は、別居していることが分かる書類（光熱水費の支払通知など、住所と氏名が確認できる書類）も併せて提出してください。

☐ いいえ、同居しています。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

2. あなたは、父母の扶養から外れていますか？

☐ はい、父母の扶養から外れています。

必要書類→ 本人の健康保険証のコピー（被保険者等記号・番号等は隠してコピーしてください）

※保険証の被保険者氏名が父母等になっていて、扶養から外れているという確認ができない場合は、所得税法上父母の扶養から外れていることが確認できる書類も併せて提出してください。

（例：役所が発行できる最新年の父母の所得証明書（扶養有無等の記載があるもの）の原本、父母の所得税の確定申告書 第一表と第二表の控えのコピー、父母の給与所得源泉徴収票のコピー、勤務先発行の父母の扶養者異動証明書 等）

☐ いいえ、父母の扶養親族です。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

3. あなた（又は配偶者）には独立して生活できるだけの収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行されますか？

☐ はい、私（又は配偶者）には独立して生活できるだけの収入があり、所得証明書が提出できます。父母からの恒常的な金銭的援助は一切ありません。

必要書類→ 役所が発行する本人（配偶者がいる場合は本人と配偶者の両方）の令和5年度課税証明書（所得の記載のあるもの。無職無収入などの場合は非課税証明書）の**原本**

☐ いいえ、私（及び配偶者）には独立して生活できるだけの収入はなく、父母等の援助により生計を立てています。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

——独立生計者の条件を満たしている方は、次の質問へお進みください。——

Q 1 あなたは、令和5年度春学期大学基準の授業料免除又は徴収猶予の申請をしましたか？

- ☐ はい、申請しました。
☐ いいえ、申請しませんでした。

Q 2 令和5年4月現在で、あなたは、標準修業年限を超過して在学していますか？

なお、長期履修、ダブルディグリープログラム、教職大学院の小免コース及び特支免コースの学生は、認められた期間（3年間又は4年間）が標準修業年限となります。

- ☐ はい、標準修業年限を超過しています。

〔学部5年目以降 修士・教職大学院3年目以降 博士4年目以降 専攻科2年目以降〕

必要書類→ 次の全部

- ・ 様式K 標準修業年限超過特別事由書の原本

※指導教員に所見欄の記入と書類の厳封をしてもらうこと。

- ・ 標準修業年限超過事由が客観的に確認できる資料のコピー

例：医師の診断書、留学先が明記された書類、母子健康手帳、国からの委嘱状、その他事由が分かる書類 ※交換留学の場合は省略可。

- ☐ いいえ、標準修業年限を超過していません。

〔学部1～4年目 修士・教職大学院1・2年目 博士1～3年目 専攻科1年目〕

→Q. これまでに、留学期間、休学期間又は休学はせずに病気等で一定期間の療養を要したために就学に支障があった期間がありましたか？

- ☐ いいえ、留学・休学等の期間はありませんでした。（必要書類なし）

- ☐ はい、（ 留学 ・ 休学 ・ 休学はせずに就学に支障があった期間 ） がありました。

*：該当するものを○で囲み、以下に期間と事由を記入してください。

期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

事由：

必要書類→ 事由が客観的に確認できる資料のコピー（交換留学・休学は省略可）

Q 3 あなたは、1年生ですか？

- ☐ いいえ、1年生ではありません。（必要書類なし）

- ☐ はい、教育学部の1年生です。

必要書類→ 出身高校の調査書の原本（秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要）

- ☐ はい、修士課程・教職大学院・専攻科の1年生です。

必要書類→ 出身学部の成績証明書の原本（秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要）

- ☐ はい、博士課程の1年生です。

必要書類→ 出身修士課程・博士前期課程などの成績証明書の原本

（秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要）

※成績証明書は、卒業年月日及び最終学期の成績まで記載されているものを提出してください。

Q4 あなたは、『免除』の申請をしますか、それとも『徴収猶予』の申請をしますか？

「免除」と「徴収猶予」は、どちらか一方のみ申請可能です。

☐ 『免除』の申請をします。

必要書類→ 次の全部

- ・授業料免除等申請書類チェック票
- ・様式第1号 授業料免除願の原本
- ・様式A 必要書類判別マニュアル（学生本人用）の原本
- ・様式B 必要書類判別マニュアル（家族用）の原本 を学生本人以外の同一生計の家族全員分（家族1人につき1部ずつ）
- ・様式C 家庭調書の原本
- ・様式G 家計状況調書（独立生計での申請者のみ）

「同一生計」の考え方

- ・学生本人もしくは学生の生計維持者（父母等）と同居している方は全員「同一生計」の家族となります。（父母、祖父母、兄弟姉妹、おじおば含む）
- ・就職や結婚等により学生の生計維持者（父母等）と別居し、経済的に独立した兄弟姉妹は「同一生計」の家族に該当しません。（学生本人と同居している場合は「同一生計」の家族に該当します。）
- ・別居しているものの、学生の生計維持者（父母等）の扶養親族となっている、仕送りを受けているなど経済的に独立していない祖父母および兄弟姉妹は、「同一生計」の家族に該当します。
- ・収入がある兄弟姉妹であっても、学生の生計維持者（父母等）と同居している場合は「同一生計」の家族に該当します。
- ・二世帯住宅で別生計としている家族がいる場合、別生計の証明ができれば、別生計の家族と認められる場合があります。→光熱水費など支払いが別であることを確認しますので、それぞれの光熱水費の最新の領収書のコピーを提出してください。

☐ 『徴収猶予』の申請をします。

必要書類→ 次の全部

- ・授業料免除等申請書類チェック票
- ・様式第2号 授業料徴収猶予願の原本
- ・様式A 必要書類判別マニュアル（学生本人用）の原本
- ・様式B 必要書類判別マニュアル（家族用）の原本 を学生本人以外の同一生計家族全員分（家族1人につき1部ずつ）
- ・様式C 家庭調書の原本
- ・様式G 家計状況調書（独立生計での申請者のみ）

「同一生計」の考え方

- ・学生本人もしくは学生の生計維持者（父母等）と同居している方は全員「同一生計」の家族となります。（父母、祖父母、兄弟姉妹、おじおば含む）
- ・就職や結婚等により学生の生計維持者（父母等）と別居し、経済的に独立した兄弟姉妹は「同一生計」の家族に該当しません。（学生本人と同居している場合は「同一生計」の家族に該当します。）
- ・別居しているものの、学生の生計維持者（父母等）の扶養親族となっている、仕送りを受けているなど経済的に独立していない祖父母および兄弟姉妹は、「同一生計」の家族に該当します。
- ・収入がある兄弟姉妹であっても、学生の生計維持者（父母等）と同居している場合は「同一生計」の家族に該当します。
- ・二世帯住宅で別生計としている家族がいる場合、別生計の証明ができれば、別生計の家族と認められる場合があります。→光熱水費など支払いが別であることを確認しますので、それぞれの光熱水費の最新の領収書のコピーを提出してください。

Q5 あなたは、東京学芸大学学生奨学金『学芸むさしの奨学金（学資支援）』の対象となった場合、申請をしますか？

※学芸むさしの奨学金は、貸与型でなく給付型ですので、授業料免除申請者は申請することを推奨します。

※博士課程学生と令和2年度以降に入学した学部生(日本人・日本永住者)は、申請できません。

☐ いいえ、博士課程に在籍するので申請できません。

☐ いいえ、令和2年度以降に入学した学部生(日本人・日本永住者)なので申請できません。

☐ いいえ、別団体から受給している奨学金の規定により、申請できません。

☐ いいえ、徴収猶予を申請するので、学芸むさしの奨学金（学資支援）は申請できません。

☐ いいえ、申請しません。（上記以外の理由 _____）

☐ はい、申請します。

必要書類→ 採用者には後日、学芸ポータルでお知らせのうえ、東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金」申請書（学資支援）、口座登録書類等をご提出いただきます。

Q6 あなたは、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）に奨学金（貸与・給付）を受けていましたか？

- ☐ いいえ、令和4年度は、奨学金を受けたことはありません。（必要書類なし）
☐ はい、令和4年度は、高校生として奨学金を受けたことがあります。（必要書類なし）
☐ はい、令和4年度は、大学等に在籍して奨学金を受けたことがあります。

必要書類→（秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要）

〔日本学生支援機構の奨学金を受けていた場合〕

- ・様式E 奨学金貸与（受給）状況証明書の原本（東京学芸大学での採用者は提出不要）
※令和4年度在籍学校で証明を受けること。

〔日本学生支援機構以外の奨学金を受けていた場合〕

- ・奨学金貸与（受給）期間・金額が記載されている書類のコピー

Q7 あなたは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに常勤職や非常勤職（アルバイト・パートなど）で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金、教育訓練給付等で得た収入はありますか？

- ☐ いいえ、収入はありません。（必要書類なし）
☐ はい、収入（常勤職や非常勤職（アルバイト・パートなど）で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金、教育訓練給付等）があります。

勤務先又は給与などの支払主名 _____
（複数先から収入を得ている場合）

2箇所目 _____

3箇所目 _____

必要書類→ 次の全部（秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要）

- ・様式D 収入調書
- ・全勤務先の令和4年分の給与所得源泉徴収票のコピー（「源泉徴収簿」は不可）
- ・個人の家庭教師等で源泉徴収票や給与明細が発行されない場合は、アルバイト先発行の給与支払証明書やそれに代わるもの。（この場合、アルバイト先の責任者のサインのあるもの）
- ・雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金、教育訓練給付等を受給していた場合は、給付金額・給付期間・受給者名がわかる公的書類のコピー（雇用保険受給資格者証、育児休業給付金支給決定通知書、傷病手当金支給決定通知書など）

Q8 あなたは、令和5年4月1日から令和5年9月30日までに臨時所得がありましたか？臨時所得とは退職金、保険金、資産譲渡所得、株式売却所得などがあてはまります。

- ☐ いいえ、臨時所得はありません。（必要書類なし）
☐ はい、臨時所得がありました。所得の種類 _____

必要書類→ 所得の種類、受領年月日、所得金額が分かる書類のコピー

Q9 あなたは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに、同一生計ではない親戚や知人などから仕送り・援助を受けましたか？

- ☐ いいえ、受けていません。（必要書類なし）
☐ はい、受けました。

必要書類→ 対象期間中に受け取った仕送り・援助金の送金通知書のコピー。無い場合は預金通帳のコピー。
いずれも提出できない場合は、援助者直筆の申立書の原本（援助年月日又は期間、援助額、申立書記載日、署名、捺印は必ず入れること）
（秋学期分申請では、春学期分申請時に提出した場合に限り不要）

Q10 あなたは、令和5年10月1日現在で障害、公害病、被爆、要介護などの認定を受けていますか？

- ☐ いいえ、受けていません。（必要書類なし）
☐ はい、受けています。

必要書類→ 障害者手帳、公害医療手帳、被爆者健康手帳、介護保険被保険者証、障害控除対象者認定証などのコピー

Q11 あなたは、最近6ヶ月（令和5年4月1日～令和5年9月30日）より前から医療費がかかる傷病があり、さらに今後2年以上（令和7年10月1日以降も）療養が必要な、長期療養者ですか？

ただし、医療費の自己負担がない傷病の場合は、「いいえ。」に☑を付けてください。

☐ いいえ。（必要書類なし）

☐ はい。

必要書類→ 次の全部

- ・医師の診断書（又は証明書）などのコピー〔診断書・証明書には傷病名、発症年月日、今後も継続して長期療養が必要な事を証明してもらうこと〕
- ・令和5年4月1日から令和5年9月30日まで医療費の領収証などのコピー
※申請日以降令和5年9月30日までのものがある場合は、追加提出可（10月5日締切）
- ・（生命保険などからの支給があった場合のみ）支給額がわかる書類のコピー
- ・（特定疾患の場合のみ）特定疾患医療受給者証のコピー

【注意】領収証のコピーは、長期療養（診断書に記載されている傷病）に係るもののみを提出してください。診断書発行病院とその関連薬局の領収証のみ有効です。診断書発行病院以外の病院の領収証のコピーを提出する場合には、診断書に記載されている傷病との関連性について、理由書（様式任意）を作成して添付してください。また、交通費や文書料、長期療養以外の病気にかかった医療費や介護施設等医療機関でない施設の入所料などの領収証のコピーは受領できません。

—【家族共通】以下の質問は、家族全体で一つの質問となっています。家族に確認をしながら☑してください。—

Q12 令和5年10月1日現在で生活保護を受けていますか？

☐ いいえ、受けていません。（必要書類なし）

☐ はい、受けています。

必要書類→ 保護決定（変更）通知書最新3ヶ月分のコピー
（受給金額、受給年月日・期間が記載されていること）

Q13 令和5年10月1日現在で児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・福祉手当等の児童関係手当を受けていますか？

☐ いいえ、受けていません。（必要書類なし）

＜受給資格のある手当について、受給をしていないのはなぜですか。理由をお書きください。＞

☐ はい、受けています。

＜受給している手当の名称・月額等を全てお書きください。＞

名称： _____ 月額： _____ 円 年度途中の月額変更等 有・無

名称： _____ 月額： _____ 円 年度途中の月額変更等 有・無

名称： _____ 月額： _____ 円 年度途中の月額変更等 有・無

必要書類→ 手当の支給状況が分かる書類（受給関係通知書等）のコピー（受給金額、受給年月日・期間が記載されていること）

Q14 令和5年4月1日以降に火災や風水害などの災害を受けたことがありますか？

☐ いいえ。（必要書類なし）

☐ はい。

必要書類→ 次の全部

1. 本学様式 被災申出書の原本
2. 被災証明書のコピー又は罹災証明書のコピー
3. 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額がわかる書類のコピー

Q15 東日本大震災又は熊本地震で被災しましたか？

☐ いいえ。（必要書類なし）

☐ はい。

必要書類→ Q14の必要書類1～3の全部（ただし、3の書類に限り既に大学に提出した場合は不要）

◇学生本人用の質問は以上です。家族用の必要書類判別マニュアルをあなた以外の家族人数分プリントアウトし、一部ずつ左肩をホチキス留めして提出してください。

＜＜ご記入いただいた情報は、授業料免除等に係る業務のために利用され、他の目的には利用されません。＞＞